

福岡県公報

平成31年4月9日
第4083号

目次

告示(第304号-第314号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 1
○都市計画事業の認可	(公園街路課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 4
公 告	
○介護老人保健施設の廃止	(介護保険課) …………… 4
○介護老人保健施設の廃止	(介護保険課) …………… 4
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5

告 示

福岡県告示第304号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年4月福岡県告示第423号遠賀都市計画下水道事業遠賀公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
遠賀町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
遠賀広域都市計画下水道事業遠賀公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年7月24日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年4月福岡県告示第423号の事業地のうち次の地内において事業地を削除する。
遠賀町松の本六丁目の一部
同町大字別府字中南及び字南の各字の一部
同町大字木守字正境の一部
平成27年4月福岡県告示第423号の事業地に次の区域を加える。
遠賀町大字鬼津字底井樋の一部
同町大字別府字千代丸、字千代丸下、字野中、字小仏丁及び字多羅崎の各字の一部
同町大字上別府字別府山、字本谷、字小谷下、字梅ヶ鼻、字茶の水、字山ノ神、字高家下、字高家、字波打、字尾倉、字尾倉下及び字八反田の各字の一部
同町若葉台の一部
同町大字虫生津字宗ヶ谷及び丁ヶ坪の各字の一部
平成27年4月福岡県告示第423号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。
遠賀町大字鬼津字古作の一部

定期発行日 毎週火金曜日
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
福岡県 印刷 株式会社 総務部行政経営企画課 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

同町田園三丁目の一部
同町大字尾崎字上ノ越の一部
同町大字別府字新道下の一部
同町松の本七丁目の一部
同町大字広渡字前田の一部
同町大字上別府字八久保及び字花園の各字の一部
同町大字虫生津字新屋敷、字倉谷、字村前及び字辛子畑の各字の一部
同町芙蓉二丁目の一部

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 7・5・44-50号 J R九州鹿児島本線側道2号線
- 3 事業施行期間
平成31年4月9日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡県北九州市八幡西区北鷹見町地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月20日福岡県告示第241号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-198号 日吉台光明線
- 3 事業施行期間
平成17年12月2日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年3月福岡県告示第241号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月20日福岡県告示第235号北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（青山工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-88号 中央町穴生線（青山工区）

3 事業施行期間

平成12年3月6日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年3月福岡県告示第235号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第61号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一の滝川2	糟屋郡篠栗町大字篠栗（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第309号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第62号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一の滝川2	糟屋郡篠栗町大字篠栗（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第310号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一の滝川2	糟屋郡篠栗町大字篠栗（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

一の滝川2	糟屋郡篠栗町大字篠栗（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	----------------------------	-----	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年12月福岡県告示第1860号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
多久(b)	糸島市多久（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第261号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
多久(b)	糸島市多久（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
多久(b)	糸島市多久（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4052480086	介護老人保健施設ダイケアセンターうらうめ 朝倉市堤1224-1	医療法人社団うら梅の郷会	平成31年3月31日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号及び介護保険法施行規則（平成11年

厚生省令第36号) 第137条の2の規定により次のように公示する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4052180074	介護老人保健施設緑の丘 いわと 八女市吉田1538番地25	医療法人社団筑水会	平成31年 3月31日

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
土砂災害特別警戒区域 多久(b)地区	福岡市東区名島三丁目24-10 国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所長

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字江辻字宮町76番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区箱崎ふ頭三丁目8番26-202号
光安 耕作

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市河東字内牟田1613番1から1613番3まで、1613番8から1613番10まで、1614番1から1614番3まで、1614番7から1614番9まで、1615番1、1615番2、1615番5、1615番6、1616番1、1616番2、1616番5及び1616番6
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町大字法正寺240番地
社会福祉法人相和会
理事 井中 卓良

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市東隈一丁目224番5、224番9及び224番10
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
那珂川市後野二丁目5番21号
有限会社松光建設
代表取締役 村松 一秀